

ダンピングにおける不公正概念の成立 に関する一考察

柴山千里

GATT=WTOにおいて、加盟国によって最も利用され、また問題とされている条文は第6条のダンピング防止規定であろう。そこでは、ダンピング輸入が輸入国の競争産業に損害を与えるかその恐れのあるとき「非難されるべきものとされ (to be condemned)」というくだりがあり、輸入国が一方的にダンピング防止税をその輸入に対して課しても良いという規定ゆえに、ダンピングは国際貿易上の「不公正な行為」とされている。

本論文は、輸入国産業に損害を与えるダンピングが「不公正」とみなされるに至った経過を過去の文献に依って解明しようとするものである。

見いだされた結論は、非難されるべき国際貿易上の行為は、いわゆる略奪的ダンピングすなわち、輸出先の国の競争産業を極めて低い価格によって壊滅させ、その後、独占利潤を得ようとする商行為をさすようになったことである。そのような商行為は、戦争のように国家間が異常な対立関係にある場合や景気停滞の時には特に喧伝され、時としてある国が名指しで「不公正」として非難された。これに対して常に冷静な批判が表明されたにも拘わらず、略奪的ダンピングの存在が国際的に認知され、ついにはダンピングが略奪的ダンピングと一意に結びつけられるようになった。

ダンピングやダンピング防止法を網羅的に研究した先行文献は、Viner [1923] が最古かつ最も重要なものである。ダンピング関連のあらゆる論文において、彼の著作は引用がされている。本論文も Viner [1923] に多くを負っている。GATT 成立とそれ以後の研究については、Barceló [1991] が詳しい。

その間の研究に関しては、さまざまな文献を利用した。

日本においてダンピングおよびダンピング防止法の著作を著した最初は油本豊吉 [1938] 『ダンピング論』であろう。また、国際経済法研究会編 [1955] 『国際不正競争の研究』もダンピングに関して詳しい。もっとも、ダンピングは、明治末年において教科書の一部を成すほど日本において注目されていた。例えば、1907年発行の堀江歸一著『国際商業政策』では、第7節でダンピングを論じ、当時英国で盛んであった反ダンピング政策を求める議論を取り上げて批判している。また、1911年発行の津村秀松著『商業政策 上巻』は、ダンピングに関して7つの節を割いて論じている。

注意すべきは、1938年、1955年という年が、日本にとってのつびきならない時期であったということである。前者は、日中戦争開始翌年で1933年に脱退した国際連盟や欧米諸国から非難されていた時期である。1930年代の日本の繊維産業は、圧倒的な価格競争力で英国競争産業に打撃を与えており、貿易摩擦が生じていた。これに対して、1934年ジャーナリストから経済評論家に転身した高橋亀吉による『ソシャル・ダンピング論』が出版されている。当時、日本の欧州への輸出急増が、通貨価値の下落のみならずソーシャル・ダンピングを理由としていると非難され、保護貿易措置を取られたことに対する苛立ちが込められた本である。一方、安価な日本製品の欧州市場での氾濫の記憶が、第二次世界大戦後の日本 GATT 加盟に際して影を落とす。GATT 成立以降、日本が締約国として加入を悲願し、1952年に加入申請をしていながら、主に英連邦の強硬な反対により、加入を引き延ばされた。一時は頓挫するかと思われた日本加盟問題も、東西冷戦という政治状況の中で、1954年から好転を見せ、1955年9月に漸く一部条件付きで加入を果たした¹⁾。『国際不正競争の研究』が上梓されたのは、同年10月であった。

1) GATT 第35条援用国が14カ国存在した。具体的には、この14カ国は日本に対し高率の関税と差別的輸入制限を課しても良いという規定である。もちろん日本もそれらの国々に対し、相互主義をとってもかまわない。このいきさつの詳細は赤根谷 [1992]、内容の詳細は内田・堀 [1959] p.164-172参照。

19世紀から20世紀半ばまでは、現在主要先進国と言われる国々の間で、戦争・内乱が頻発し、社会変化と景気変動が激しく人々を翻弄した。このような中で著された先達の研究に敬意を表しつつ、本論文をしたための次第である。

本論文が、誤解と一時的な国民的反感の高まりと産業や政治家の利害関係と政府の妥協的調整によって形成されたダンピング概念とダンピング防止法の形成を振り返ることによって、あるべきダンピング防止法を再考する一助になれば幸いである。

第2節では、ひとつの商行為としてのダンピング認識から略奪的行為としてのダンピング認識への変遷を、第3節では「ダンピング」と「不公正」概念の成立を、第4節では、「略奪的ダンピング」＝「不公正貿易行為」＝ダンピングの国際的認識の確立を、第5節では結語が述べられる。

2. ひとつの商行為としてのダンピング認識から 略奪的行為としてのダンピング認識へ

ダンピングとみなされる現象は、19世紀以前においても見いだすことができる。

Adam Smith は、『国富論』第4篇第5章の「輸出奨励金について」において、穀物生産に対する政府の輸出奨励金が重商主義者にとって望ましい政策であると言われていることを批判し、また英国で行われていた穀物に対する輸出奨励金が英国経済に与えた害悪を述べた後、「ある種の事業の経営者たちが、自分だけのあいだで協定し、かれらが取り扱っている商品のある一定割合を輸出すれば、それにたいして自前で奨励金を与えようと決めていることを、私は知っている。この方策は大成功で、生産が激増したにもかかわらず、国内市場でのかれらの取り扱い商品価格を二倍以上にも騰貴させたのである。」と、民間企業のカルテルによるダンピング行為の存在を報告している²⁾。しかし、この報告は、英国国内の「穀物の平均価格は、奨励金の設定以来、かなり低落して

2) Smith [1789] の大河内訳 [1994] 『国富論Ⅱ』 p.221-222.

いると言われている」³⁾ ことへの批判の例証として提出されたもので、この商行為自体に対するある価値規範に基づく評価はなされていない。

1791年、米国初代財務長官 Hamilton は、『製造業に関する報告 (Report on the Subject of Manufactures)』において、「一時的な犠牲によって、他国に同じ産業を導入しようとする最初の試みを妨げ、おそらくは政府の莫大な補償によって損失を補われている、ある国の特別な事業部門に従事している企業家連合は、存在していると信じられており、確率がゼロであるとはみなされていない。」と生産者同士の連合による略奪的ダンピングの存在が信じられていることを述べ、「新産業の企業家は、その自然の比較劣位のみならず、他国が与える奨励金や報酬などとも闘わなければならないことになる」として、幼稚産業に対する保護政策を訴えている⁴⁾。そして、貿易諸政策の分析を通じて、補助金政策が最も望ましいとし、財源を輸入関税収入によって充てることを提案している。しかし、ここでもダンピング行為に対する特別な価値判断は入っていなかったと言えよう。

しかし、産業革命が英国で興隆を極め、その他の欧米諸国がキャッチアップしてゆくプロセスの中で、ダンピングは製造業者の間で問題とされ、議会へと持ち込まれて行った。

英国の通商は、第二次英米戦争 (1812-14年) で英米間が⁵⁾、1915年までナポレオン戦争で英仏間が途絶えていた。戦争終結後、英国製品の不足状態を見て、米国と大陸ヨーロッパに向けて英国から投機的な輸出が行われた。当初の成功は、注文生産に依らない見込みによる大量生産を促し、再び輸出された1816年には値崩れを起こした。これは英国の製造業者にとって意図せざるダンピングであったが、米国では戦時期に発展した新産業を破壊する目的でダンピング輸出しているとの主張がなされた。

この主張に根拠を与える事件が1816年に発生したことを Viner [1923] は報

3) 同 p.205.

4) Hamilton [1791] p.31.

5) 1814年4月に英国との通商禁止令が発効していた。

告している。それは、1816年4月9日に英国庶民院議会で行われた Henry Brougham のスピーチである。彼は、投機的な輸出によって、オランダ、ドイツ、バルト諸国への輸出価格がロンドンやマンチェスターでの価格より安くなってしまい、英国産業に損失を与えた現象を述べた後、アメリカへの同様の現象を述べている。その中で、誤解を与えるような表現をしたのである。それは、「事物の自然な進行に逆らって戦争が存在することを余儀なくさせた米国の成長産業の息の根を初期の段階で止めるために、過剰な供給による最初の輸出で損失を被る価値は十分あった」という部分である⁶⁾。

英国のダンピング輸出は、事前には意図されておらず、事後的に発生したので、この箇所は、事後的な結果として大量の原価割れ製品が米国に流出して米国産業に壊滅的な損害を与えたという以外の事実はない。しかし、この部分は、英国産業が米国産業の壊滅を意図して略奪的ダンピングをしたという言質として、繰り返し米国で取り上げられることになってしまった。

幼稚産業保護論者として有名な Friedrich List は、1841年に発行した『経済学の国民的体系』においてこの事件に言及している⁷⁾。「この当時、イギリス政府は大陸の製造業をゆりかごのなかで窒息させようという意図から大陸の市場を工業製品で氾濫させることを非常措置で奨励している、という見解がますますひろがってきた。この見解は一笑に付されていたとはいうものの、それが世論となったのはしごく当然だったのであって、第一にはこの氾濫がじっさいにもっぱら右の目的のためにつくられたようなかたちでおこったからであり、第二には著名な議員のヘンリ・ブルム氏（いまのブルム卿）が1815年に議会で

6) Viner [1923] p.42の Brougham のスピーチの引用。

7) List は、1825年から30年まで米国に滞在し、米国の産業資本家の代弁者として担ぎ上げられ、1827年に公開書簡を発表し、大反響を博してこの書簡を同年『アメリカ経済学概要』として出版した。これは、List が保護貿易主義の理論を最初に体系づけたものであり、後の19世紀の米国の保護主義理論家に先鞭をつけたと言われている。『経済学の国民的体系』は、ドイツで好評を博し、最初の英訳本は1850年代半ば (Irwin [1996] によると1854年) にフィラデルフィアで刊行されている。List [1841] 小林訳 [1979] p.519-522。

露骨にこう述べたからである、「外国の製造業をゆりかごのなかで窒息させるために、イギリスの製造品の輸出にあたって損失を受けることは十分に意義のあることである」と。博愛主義者、世界主義者、自由主義者としてそれ以来きわめて有名になったこのブルム卿の思想は、十年後に、自由主義の点で彼に劣らず有名だった議員のヒュームによってほとんど同じ言葉でくりかえされた。ヒュームもまた、「大陸の製造業がむつきのなかで窒息させられること」を望んだのである⁸⁾。

Marshall [1923] も、『産業と商業』において、このことに触れている。彼の説によれば、アメリカは19世紀第2四半期が終わる頃には、揺籃期の産業は確立していた。そして、製造業の発展を背景として、政治家達が製造業に利害を持つ有権者の支持を得るために、略奪的ダンピングに対する保護政策の必要性を訴えるため、Brougham の発言などを論拠に引用した。すなわち、「若干のイギリスの製造業者たちが、彼らほど豊かな資本を持っていないアメリカの競争者を圧殺する目的で、総費用以下で廉売するという、憎むべき慣用手段に時たま訴えたことから生じた害悪を誇張することに、そのような論拠が見出された。」^{9, 10)}。

8) List [1841] 小林訳 [1979] p.151.

9) Marshall [1923] 同上 p.376.

10) 実際、米国は、1816年関税法による主に紡績業保護を目的とした暫定的関税引き上げ、1828年関税法による更なる課税品目の拡大と引き上げがなされた。その後、景気変動や南北戦争による財源の関係や国内の疲弊に対する保護のために平均関税率の増減が何度か行われたが、1883年関税法以降、引き下げられる品目と引き上げられる品目に分けられ、1890年関税法以降は、鉄鋼製品の一部、非鉄製品の一部、石炭に対して関税を引き下げののに対して、一部の繊維製品や小麦などの食料を中心に高率の関税を課すに至った。関税引き下げ品目は、トラストが行われている産業で、高関税がトラストの形成を助けると言う非難のもと、引き下げられたのである。また、20世紀に入ると、1913年関税法において、産業保護の関税は引き下げ、必需品より奢侈品に対して高率の関税をかけ、無税品を増やし、従量税を従価税にするという基準を設ける一方、第一次大戦後の1922年関税法では、過剰な輸入の抑制、戦時中に勃興した産業保護、欧州諸国の為替引き下げに対する対抗措置等のための関税引き上げや米国に対する差別待遇への報復措置、米国へのダンピングの禁止などを盛り込んだ。Taussig [1923] 等参照。

Marshall [1923] は、このような無神経な発言の理由と効果について次のように評している。「イギリスの製造業者や政治家たちは、彼らの政策が他の国民に与える商業上の損失に対して、ややもすれば得意顔をするところがあった。… (中略) …そして今日、イングランドが直面している新たな商業上の諸問題の解決に際して、イングランドがその主要な被害者の立場に立たされているアメリカの採用しているいちじるしい保護貿易的な政策は、イングランド自身の公明さを欠いた行為についての物語——不幸にしてそれはある確かな根拠をもつものであるが——が、アメリカ国民の間に周到に広められたことに因るところが大である事実、注意がむけられるべきであろう」¹¹⁾。

List は、略奪的価格設定による市場の独占への志向は、製造工業の本性だと述べている。英国の大陸へのダンピングが大陸欧州の揺籃期の産業を窒息させる意図で行われたという断定的記述は、このような考えに基づいているように思われる。彼の解釈では、製造工業の独占への志向の作用の仕方は、国内におけるものと海外から来るものとは異なる。即ち、国内では、規模の経済による製品価格の低下と資本・技術の蓄積により、国民の福祉は向上するが、海外からの圧力はその可能性を途絶させるからである¹²⁾。

しかし、List は、工業が同じ程度発展している国同士では、一方が圧倒的な独占力を行使しえないので、国内取引と同じメリットを享受できるとして、二国間の互恵的な自由貿易への協定に賛成している¹³⁾。この解釈は、例えば、同じ程度発展した繊維産業でも、比較優位に基づき、A国が絹織物を輸出し、B国が綿織物を輸出するならば、関税を引き下げた方が両国にとってメリットがあるというものである。また、もし、両国が毛織物で競争していても、価格が引き下がるので望ましいとあり、同程度の発展状態なので、一方の他方に対する独占による圧殺が不可能であると考えていたようである。

11) Marshall [1923] 永沢訳 [1985] 第1巻付録G「合衆国の初期の産業の状態と財政政策」p.376.

12) List [1841] 小林訳 [1979] p.355-356.

13) List [1841] 小林訳 [1979] p.379.

19世紀後半は、後発先進国は高関税を課して産業を保護し、それに対して先進国英国が産業保護への要求を高めていった。それは当初、Listが提示したような「互恵」もしくは「相互主義」的な貿易を求めるものであった。そのような議論の中から国際貿易における「公正」や「ダンピング」という言葉が用いられるようになって行ったのである。

3. 「ダンピング」と「不公正」概念の成立

英国の後発国に対する保護主義的動きについて述べよう。Hutchinson [1951]によると、その動きは、1870年代半ば-1880年代半ばの間の景気低迷期に起こった。1872年以降、米国、オーストリア、ロシア、ドイツ、フランス、イタリアが輸入関税を引き上げ始めた。また、ドイツを初め米国、フランスの産業の伸張により英国産業の外国での競争は厳しいものになった。これを憂い、1886年の王立委員会 (Royal Commission) による報告書は、アメリカのトラストやドイツのカルテルが国内産業を保護しながらダンピングによって英国産業と競争していることを報告している¹⁴⁾。その後の景気回復期には、国内産業の競争力の低下を警告する意見が出されたとしても具体的な保護政策に反映されることはなかった。

しかし、英国の鉄鋼業はベルギーやドイツの鉄鋼と海外で激しい競争を繰り広げていたし、繊維製品の一部はアメリカと日本の輸出品に取って代わられた。

Saul [1960]によれば、1899年から1913年の間に製品の世界貿易に占める英国の割合は、34%から31%に減少した。一方、ドイツは23%から27.5%、米国は11.5%から13%に増大した。電気機械類などごく一部の製造品は、ドイツの輸出額が英国を上回るまでになっていた。英国は、新製品の開発や新技術の導入に遅れをとりつつあり、これに対する危惧が、1860年に完成した自由貿易体

14) Hutchison [1951] p.19.

系 (Free trade edifice)¹⁵⁾ に対する修正を迫る動きをもたらしした。

例えば、1881年の Randolph Churchill 卿等による自由貿易同盟による互恵的な貿易条件でなければ、unfair trade であり、英国製品に対して輸入制限をしている国に対しては自由貿易をするべきでないという意見¹⁶⁾ や1903年の Joseph Chamberlain や Balfour と関税改革同盟 (Tariff Reform League) による穀物、小麦粉、食肉、酪農製品および外国の工業製品に適度の課税の提唱である。後者は、その理由として、英国の財源を増大させることに加え、外国のダンピングの防止になることが述べられている¹⁷⁾。

Viner [1923] によれば、この時の論争において、経済学者がダンピングという言葉を用い始めたとのことである¹⁸⁾。1904年の Economic Journal において、Nicholson [1904] は、Balfour が公表したパンフレットの補遺として書かれた Henry A. Agacy [1903] の『自由貿易、保護、ダンピング、奨励金、そして選択的関税 (Free Trade, Protection, Dumping, Bounties and Preferential Tariffs)』に対して好意的でない書評をしている。それによると、Agacy [1903] は、現在の政策を部分的に修正すれば自由貿易に違反することはない、特にダンピングに対して相殺関税で対抗すれば良いと主張している。しかし、これら意見は時の政府に採用されなかった。

興味深いことに、この意見は、1904年にカナダで成立した世界最初の行政法としてのダンピング防止法に対する政府見解に酷似している。すなわち、自由貿易を標榜する自由党政府は、特殊で一時的なダンピング事件に対して、一般的で永続的な関税障壁の引き上げで対抗するのは非科学的であるから、ダンピングされた財に対してのみ特別関税を課すのが適切であると主張した¹⁹⁾。こ

15) 特殊技術を要する以外の完成品の輸入関税をゼロにし、前者も従価税10%以下。

16) Huchison [1951] p.19-20.

17) Chamberlain [1903] 参照。津村 [1911] は、Chamberlain を「殊に帝國主義の權化と稱せらるる、チャムバーレン並に其の黨與の如き熱心なる保護貿易論者」と評している。P.307参照。

18) Viner [1923] p.1参照。

19) 当時の財務大臣 W. S. Fielding の見解。

れによって、普通関税の引き上げをすることなしに、関税引き上げを執拗に要求していた製造業者が必要としている特定の輸入競合製品の保護を与え、自由貿易を標榜する政府の面子も一応保たれたのである²⁰⁾。

一方、List の予想に反して、国内であっても独占の弊害は生じるという認識によって、カナダや米国に国内競争法が成立した。米国では、1890年 Sherman 法という米国初の競争法（反トラスト法）を生み出すこととなった。この中から、ダンピングを違法行為とする認識と規定が生じてくるので、この流れを追ってみよう。

米国では、州レベルにおいては、独占と独占的慣行に対して判決の集積によるコモン・ローが対応していた。田中 [1955] によれば、近代の英米法において基調にあったのは、営業の自由な競争の保護であった。従って、熾烈な競争によって損害を受けた相手がいたとしても、その競争自体は適法と判断された。それは、企業が受けた損害より、競争によって社会全体が受ける利益の方が大きいと考えたからであった。しかし、専ら他人の営業に損害を与える動機で競争を行い、損害を与えた場合は、米国の通説では不法行為とされた（英国では共謀行為以外は不法行為ではない）²¹⁾。

Johnson [1965] によれば、1890年代中頃年までに米国の17の州が独占禁止法令を制定しており、コモン・ローのもとで、砂糖トラストは、1890年にニューヨーク州控訴裁判所で、公共政策に反するとの判決を受けている²²⁾。しかし、米国経済の拡大と交通網の発達により、州際および国際的商行為に対する法規定も必要との高まりが出て来たのである。ダンピング防止規定に当たるところが、Sherman 法第2条である。すなわち、「数州間もしくは外国との取引もし

20) この辺の経過は、Viner [1923] p.192-193参照。

21) 例えば、被告が村の銀行業を営む実力者で、原告を街から追い出す意図で原告が営業する理髪店の隣に理髪店を作り、損失を顧みない営業を行い、原告に多大な損失を与えた場合、不法行為とみなされ、損害賠償責任を負うと判決された。田中 [1955] p.143. 参照。

22) *People v. North River Sugar Refining Co.*, 121N. Y. 582, 24N. E. 834 (1890) Johnson [1965] 田中訳 p.331. また、谷原 [1997] においても同様の指摘がある。

くは通商のいかなる部分をも独占し、独占を企図し、または独占する目的をもって他の者と結合または共謀する者は、重罪を犯したものとし、有罪の決定があったときには、法人の場合には100万ドル以上の罰金に処し、その他の場合には10万ドル以下の罰金もしくは3年以下の禁錮あるいは双方の処罰を課す」というものである²³⁾。この法律によって、外国と共謀して略奪的価格設定をした国内業者が、裁判所に訴えられ、罪に問われることとなった。また、Sherman法の延長として、1894年関税法の第73条は、独占を目的としたダンピング輸入を違法 (unlawful) とみなし、輸入業者に罰金か刑事罰を課すとした。

一方で、1898年の米国「産業委員会」の報告書は、競争者を疎外するためにトラストが低い価格をつけ、次に高い価格で回収しようとしても、あるトラストの結合が「原材料に対して独占に近い状態にあるか、特許権によって保護されているか、おそらくはあるきわめて人気の高い型や、商標や、品種の開発に成功するのでないかぎり、価格を競争価格以上に引き上げようとする試みは、たとえ一時的には成功することがあっても、結局においては失敗に終わるであろう」と報告している²⁴⁾。

しかし、トラストにより国内価格を維持するために、余剰生産物を外国に廉価で輸出する行為が、しばしば報告されている。例えば、U.S.スチール(株)は、造船用の鉄鋼を米国の造船業者にはトンあたり f.o.b 価格32ドルで販売していたが、英国ベルファストの造船業者には、トンあたり c.i.f 価格24ドルで販売していた事実が報告されている²⁵⁾。また、スタンダード・オイル社もダンピング輸出をしているとして、アメリカの利益に適わないとの報告がされている²⁶⁾。

23) 参考：通商産業省監修『和英対照アメリカ EC 通商慣例法規実務必携 改訂版』p.564-565.

24) Marshall [1923] 同上p.524.

25) Viner [1923] p.87参照。

26) Viner [1923] p.90参照。

このような中で、1912年スタンダードオイル社は解体され、反トラスト法をさらに強力にした1914年 Clayton 法が成立する²⁷⁾。1914年 Clayton 法では、第2条は、合衆国管轄下で、価格差別が独占を形成する恐れがあり、競争疎外行為に繋がるのであれば、違法 (unlawful) であるとしている。

このような流れで、国際的なダンピングを司法的に取扱うダンピング防止法が1916年に制定された。これは、略奪的意図を持つダンピング輸入を行った業者に刑事罰を科し、被害業者に3倍損害賠償を与えるというものである²⁸⁾。しかし、この法律は、司法権の及ぶ範囲が国内輸入業者のみであり、外国の輸出業者の証拠を得る手段がないため、法の施行に限界があった。そこで、米国は、「不公正競争」(unfair competition) の概念を他国にも敷衍しようと試みた。

1911年時点では、不当廉売を禁止している国は数えるほどしかなかったこともあり、不当廉売が不公正競争であるとの国際的認識は得られなかった。

すなわち、1883年設立の国際工業所有権保護同盟 (International Union for Protection of International Property) は、1911年に締約国21ヶ国の代表が集まり、ワシントンで会議を開催した。その際、米国の提案で不公正競争 (unfair competition) の禁止を市民が享受できるよう法律で保証すべきだ (第2条) という点と、締約国の全てが不公正競争に対する有効な保護を同盟国に確保することを了承すべきだ (第10条) という点を条文に含んだ修正協約が調印された。しかし、米国以外では、不公正競争 (unfair competition) の認識は、不正競争 (dishonest competition) すなわち不法行為 (詐欺的もしくは詐称による商行為) の総称として認識された²⁹⁾。

27) スタンダード・オイルの解体に関しては、どのような独立の参加者も競争に参加できないような強固な独占企業体が石油産業に単独で意志決定が出来ることは、自由社会を目的とする米国の理念に反するという政府の政治的・経済的信条があったという説がある。南部 [1982] p. 21.

28) 今日では、このダンピング防止法の行使は、WTO 協定違反であり、見直しの勧告が紛争処理機関によって採択されている。

29) Viner [1923] p. 254-257参照。赤松 [1955] p. 13参照。

4. 「略奪的ダンピング」＝「不公正貿易行為」＝ ダンピングの国際的認識の確立

ところが、そのわずか3年後に勃発した第一次世界大戦を境に、言論状況は急転直下の変化を遂げる。英国では、ドイツの工業製品の大量流入、特に第一次大戦後に蓄積したドイツ製品が大量に廉売されることを恐れ、ダンピング問題として国内産業保護の気運が高まった。また、フランスやイタリアにおいて特にドイツの略奪的ダンピングを訴える論者が多数出現した³⁰⁾。これに言及して油本 [1938] は、確証のない宣伝を評して「惟ふに、この種の非難の多くは、戦時に通有の不誠實なるプロパガンダの一面たるにすぎまい」と述べている³¹⁾。

第一次世界大戦下の1916年6月のパリ連合国内閣会議において、英国の発議のもと「ダンピングその他一切の不公正競争 (unfair competition) に基づく経済的侵略に対し、連合国の商業、工業、農業を保護するために一定の期間を協定し、その間、敵国の商業を特別の規定に服させ、輸入禁止等の措置を取るべきとしている³²⁾。また決議の序文において、ドイツが全世界の生産物や市場において、優位の地位を獲得し、他国を服従させようとすることを目的としていることは明らかであるから、連合国はこれを見過ごすことは出来ないとの趣旨の一文がある³³⁾。

略奪的ダンピングであるか否かは別として、当時のドイツにおいて価格差別ダンピングが可能であったことは報告されている³⁴⁾。19世紀後半以降、ドイ

30) 例えば、極論に至ると、フランスの Hausser は、ドイツ政府と産業が共謀して外国の競争産業を壊滅させようとしていると主張した。油本 [1938] p.311参照。

31) 油本 [1938] p.312参照。

32) 連合国内閣経済会議決議の「連合国の商業、工業、農業および海運業の回復期に対する過渡的措置」第4条。参加国は、日本、フランス、グレートブリテン、ロシア、イタリア、ベルギー、セルビア、ポルトガル。外務省監修 [1951] 『通商条約と通商政策の變遷』 p.251参照。

33) 外務省監修 [1951] 『通商条約と通商政策の變遷』 p.249参照。

34) 例えば、Marshall [1923] 参照。また、Haberler [1933] も巨大トラストとカルテルによる長期的ダンピングをドイツと米国の鉄鋼ダンピングを挙げて言及している (松井・岡倉訳 [1937] p.477)。

ツは、産業界において強力で重層的なカルテルを形成していた。最も強力なのは石炭カルテルである。石炭に対する輸入関税は高くなかったが高価格で国内に供給する一方、輸出価格を安くしていた。石炭を利用する鉄鋼の製造業者もカルテルを組んでいた。高輸入関税によって保護された国内鉄鋼業者は、国内用の高い値段の石炭を購入していたが、やがて輸出に振り向けられる鉄鋼の分は石炭カルテルから払い戻し金を受け取るようになった。

鉄鋼カルテルもまた、国内供給価格を高く、輸出価格を低く設定していた。鉄鋼カルテルでは、メンバーのシェア拡大に対してペナルティを課していたが、好況期の需要拡大の際には、ペナルティを払ってもシェアを拡大する方がメリットがあったために過剰生産になることが多く、シンジケート化への要求が高まった。一方、銀行は、安定的に成長する鉄鋼カルテルに対して大量の貸し付けを行い、役員を送り込み、また銀行同士が代表者を送り、カルテルの調整を促した。このように、ドイツにおいては、継続的なダンピングが可能だったのである。

さて、米国が第一次世界大戦に参戦した1918年1月に、米国大統領 Wilson は、道義性の高い国際秩序の建設を目指し、議会に対して14原則声明を提出した。その中には、通商障壁の撤廃と各国間の通商条件の平等性の確立が説かれている。それは、国際連盟案に受け継がれ、米国案、英国案が起草された。米国案では、国家による直接間接の補助金を禁止するという内容で、ダンピング防止条項 (Anti-dumping clause) としている³⁵⁾。英国案は、ダンピングと輸出補助金を分けて相殺措置を取るべきであるとした³⁶⁾。

結局、1919年の国際連盟規約委員会草案では、通商の自由を保証する一方で、工業所有権保護、虚偽の原産地表示の禁止などに加え、ダンピング防止や輸出補助金に対する相殺関税なども盛り込んだ。

最終的に1922年に国際連盟理事会に提出された報告書の中で、不公平慣行

35) 入江 [1955] p.29-30.

36) 入江 [1955] p.31.

(the inequitable practices) として上げられたものに具体的にダンピングのことは含まれていないが、不公平慣行はこれのみに尽きるのではないという留保条件が付けられていた。それには、不当廉売、補助金なども含まれていた。

実際、1922年以前に、各国はあいついでダンピング防止法を成立させていたのである。第一次大戦終結後、1919年のヴェルサイユ講和条約で「不正競争」と規定しているのは、工業所有権の保護に関するものだけだったにも拘わらずである³⁷⁾。

その理由は、外務省監修 [1951] によると、「講和條約實施後五カ年間獨逸を無條約國とし取扱ひ得ること、なりたるを利用し、獨逸よりの輸入品に對し特に高關稅を賦課又は輸入禁止制限の強化等の措置を採用するに至つた」からであろう。

また、日英米は通貨価値が回復したが、ドイツ、フランスおよびベルギーの為替下落が著しく、1922年国際連盟のジェノバ經濟會議において、(為替も含む)ダンピングに対する輸入制限を良しとする風潮が趨勢となっていた³⁸⁾。日本では、1920年の關稅定率法において不当廉賣防止の條項を加えている³⁹⁾。

米国は、Wilson が講和條約締結後ドイツとの貿易における差別待遇に反対したが、傳統的に保護主義志向の議會によって1921年關稅法で行政法としてのダンピング防止法を成立させ⁴⁰⁾、更に1930年 Smoot-Hawley 法においてドイ

37) 入江 [1955] p.33-34. ちなみに講和條約に臨んでの日本の方針は、公安、衛生、國家專賣品、「ダンピング」その他上記に類似する場合以外、連合國の輸出入品に貿易制限をしてはならないとしている。「講和條約中經濟條項に関する方針」(乙)二、外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951] p.304参照。

38) 外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951] p.348参照。

39) 日本では、1920年關稅定率法においてダンピング防止法「不當廉賣防止に関する規定」が加えられた。その内容は、不當廉賣の輸入によって国内の重要な産業が危害を被るかその恐れのあるとき、「正當價格」と同額以下の關稅を賦課するというものであり、「正當價格」が何であるのか要領を得ないものであった。しかし、結局一度も発動されなかった。日本關稅協會編 [1959] 参照。

40) 1921年緊急關稅法 (The Emergency Act of 1921) に含まれる。ちなみに、GATT 第6條の構成価額にあたる通常の商取引でない場合、生産費と適正利潤を加えた價格を基準とするという規定もある。

ツの為替下落による製品の輸入に対し禁止関税を課した⁴¹⁾。

GATT ダumping防止条項の基準となった米国の1921年ダumping防止法について問題点を指摘しておこう。

法律の内容は、もし米国のある産業が、外国製品のダumping輸入が理由で、損害を受けているか受けそうであるか確立が妨害されているなら、ダumping・マージン分特別関税を課するというものである。

Barceló [1991] によれば、1921年法は、現代におけるダumping防止政策の方向性を示した反トラストと保護主義者の目的に本質的混乱を導入した。生産者に損害を与えたダumpingであれば、全く略奪的でないダumpingでも、不公正であるとされてしまったのである。刑事罰と損害賠償が関税に置き換えられ、課税要件は、略奪的意図の必要要件を削除し、単なる「産業に対する損害」テストの置き換えになったが、法律自体は、不公正貿易行為を罰するものとして正当化された。

制定に関する議会のレポートと議論では、略奪的ダumpingのみが悪く、それのみから国内産業を救済すべきであるという意見も存在したが、結果的に非略奪的意図のダumpingもダumping防止法の対象とされたために、「不公正」とみなされる問題を残したのである。

このような相次ぐダumping防止法の成立に対して、Marshall [1923] は「ダumping政策。結合は国内産業を安定させるという主張について」節において、国際的な価格差別ダumpingは通常の商行為であると書いている。その理由は、単独でもしくは協動的に価格支配力を持ち得る国内と持ち得ない海外では、値付けや戦略が異なるからである。当時問題とされていたドイツのダumpingが略奪的意図というよりは国内価格安定のために成されることが多いことを指摘し、英国の企業でさえ行う同様のダumpingを外国企業に「有罪宣告のような言葉遣い」で非難するのは慎むべきとの主張がなされている⁴²⁾。

41) 外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951] p.255参照。

42) Marshall [1923] 永澤訳 p.307-316.

実際、津村 [1908] によって日本に紹介されたロンドン Economist の1907年11月16日号記事「ダンピングと対抗ダンピング (Dumping and Counter-Dumping)」に英国鉄鋼業者によるドイツ、ベルギーに対抗するダンピングの現象が報告されている。イングランドとスコットランドの製造業者は共謀して、本国におけるよりもトンあたり12-20シリング安くして外国の注文を開拓していると報告されている。

しかし、参加国が50カ国に及んだ国際連盟の1927年ジュネーブ国際経済会議で「ダンピングは略奪的ダンピングである」という概念が事実上、国際的に流布してしまった。ここでの決議内容は、自由貿易主義を標榜していたが、拘束力はなく、勧告に留まった⁴³⁾。その中の「5. 自由貿易および自国航海保護の間接手段」の「2. 「ダンピング」及び反「ダンピング立法」」でダンピングが言及されている。内容を纏めると、次の通りである。

ダンピングは輸入国の消費者に一時的に利益を与えるが、生産・商業を不安定にするため、前者の利益より後者の損失の方が大きく、有害な影響を与える。その理由は、一国または多数の国の産業がある国の類似の産業を破壊してから価格を引き上げるからである。ダンピングを行う国は高率の輸入関税を課し、それに対抗して輸入国も高率の関税を課すことは確実である。ダンピングを最小限度にするためには、世界の生産・商業を安定させ、輸出国の輸入関税を低下させるべきだ。輸入国は過度のダンピング防止法を行使することがないように勧告する⁴⁴⁾。

ダンピングに関する議論は紛糾を極めたと報告されているが、最終決議におけるダンピングに対する認識は、明らかに略奪的ダンピングと一意に結びついている。ここでのダンピング防止に関する勧告は、実際に行われた各国の政策に比べると穏当なものであったが、1929年の大恐慌以降、世界の貿易がスパイラル的に減少する強硬な貿易制限措置が取られるようになった。

43) 外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951] p.354参照。

44) 外務省監修『通商條約と通商政策の變遷』[1951] p.384-5参照。

そして、「略奪的ダンピングは不公正である」という考えが確立したのは、1930年代のようである。米国国務長官 Hull は、1933年6月のロンドン経済会議議長に対して、貿易障壁の撤廃の討議検討議題として「国内消費用よりは廉価に輸出用として販売されており、または政府あるいはその他の奨励金によって特惠を受けているという厳密な意味でダンピングされたと見られる商品に関する付加税」を掲げている⁴⁵⁾。入江 [1955] によれば、それ以降、外国の国際法学者、政治学者、経済学者は、「ダンピング、少なくともそのあるものが不公正競争の主要な一様態であること」を指摘した⁴⁶⁾。例えば、油本 [1938] によれば、Stentz [1935] は「不正」の客観基準として輸出補助金による国内価格未満の輸出価格と国内価格以下の原価割れ輸出価格を挙げている⁴⁷⁾。

一方、Haberler [1933] は、国際貿易に関する教科書の「ダンピング・カルテル・独占・輸出プレミアム」の章で、ダンピングに関する分析を行っている。

彼は、有害（英語版では harmful）とするダンピングを Viner の主張する「消費者の損失が生産者の利益より大」とすれば、断続的なダンピング製品を当てにしてサunkコストがかかる下流産業が確立した後、その製品価格が引き上げられるようなダンピングや「略奪的ダンピング」であると一方⁴⁸⁾、大規模で永続的ダンピングは保護関税においてのみ可能であるのだから、ダンピングは「保護主義的干渉の後續現象である。……かゝる干渉は常により以上の悪（英語版では ills）を生まねばならないと言ふ命題が立證せられるのである」とし、有害なのはダンピングではなく、国内市場の独占化とそれに結びつく国内価格の騰貴だとしている。ダンピングの発生はむしろ二義的なもので、有害

45) League of Nations Official No : C435M.220.1933 II "Communication by Mr. Cordell Hull (United States of America) to the President of the Economic Commission" in Annex II Report of the Economic Commission : p.42, 世界経済調査会 [1951] p.346参照。

46) 入江 [1955] p.43. 入江は、Fenwich [1934], Stentz [1935], Rittershausen [1953] 等を上げている。

47) 油本 [1938] p.383-385.

48) Haberler [1933] 松井・岡倉訳 [1937] p.512-514.

でも有益でもあるとしている⁴⁹⁾。これは1927年のジュネーブ国際会議の決議文に沿って、より掘り下げた分析であると言えよう。ただし、有害なダンピングという定義でアプローチはしているが、「不公正」という観点からはアプローチしていないことは銘記されたい。

油本 [1938] は、昨今の議論は、略奪的ダンピングのみを取り上げて「不正」「不当」等の価値判断を混入させ、それによって各国はダンピング防止法を自衛のための保護手段として道徳的に是認しようとしていると指摘している⁵⁰⁾。Herbeler [1933] のダンピングに関する論究以外に近年見るべき学問上の文献はないとまで油本に書かしている1930年代の論調は、入江 [1955] が指摘するように、不公正貿易としてのダンピングを巡って議論されていたようである⁵¹⁾。

5. GATT ダンピング防止条項の成立

第二次大戦後、戦争を起こさない国際経済体制づくりの一つの柱として、国際貿易機関 (International Trade Organization) の設立が企図された。その母胎になったと言われているのは、米国のルーズベルト政権下、1934年の英国を初めとし1947年までに米国と32カ国が通商協定を結んだ互惠通商協定法である⁵²⁾。基本方針は、互恵的関税引き下げ・数量制限の変更、無税品を有税品としない、取り決められた税率は全ての国からの輸入に適用されるという内容であった。しかし、協定内容に、ダンピング防止税や衛生・公安・裁判判決に関して施行されている行政命令は適用されないという記述がある⁵³⁾。このように、ダンピング防止法は既成事実として存続し、正当化される国際的合意が

49) Haberler [1933] 松井・岡倉訳 [1937] p.516.

50) 油本 [1938] p.12-24.

51) 油本 [1938] p.7.

52) 日本関税協会 [1959] p.221-222.

53) 外務省調査部第二課 [1939] p.253-291.

なされ、GATT 成立の際に組み込まれる準備がなされたのである。

ITO 憲章の作業文書の中では既にダンピング防止条項が組み込まれていた。ダンピング防止条項作成に際して何が問題とされ、どうなったのかを見て行こう。

1946年から1947年、GATT に対する公式コンファレンスが行われた。ダンピング防止法に対する必要に関しては、本質的に米国の作業文書「国連の国際貿易機関に対する提案された憲章」に提示された線でゆくことが合意されていた。その内容は、米国の1921年ダンピング防止法に酷似している。具体的には、国際貿易機関憲章第34条「ダンピング防止関税および相殺関税」の第1項で、ダンピングが輸入国の一産業に実質的な損害を与えるかその恐れがあるか産業の確立を実質的に遅延せしめたときは、「非難すべきものであることを承認する」とある。この内容は、ITO が頓挫した後に、一時的に国際貿易協定として採用された GATT の第6条にそのままの形で組み込まれた。

Barceló [1991] によれば、関心は、ダンピング防止法の濫用に集中した。一方で、実際の価格差別がない時にはセーフガード法が濫用されるのではないかという理由で、同様の関心がセーフガード法にも集まった。それゆえ、交渉は、今日でもダンピング防止法の濫用に対して行う第一の対処法に議論に集中した。即ち、規定の明確化である。価格差別の定義、ダンピング防止税をダンピング・マージンまでに限定する、ダンピングされた輸入が「実質的損害」の原因であることを保証するという規定に尽力したのである。

コンファレンス参加者は、実際には略奪的価格設定を行っていないのに、選択的セーフガード法のように機能するダンピング防止法の潜在性に気づいていないか興味を持っていなかったようである。

既に「ダンピングは略奪的意図で行われる」という国際的合意が1920年代、「略奪的ダンピングが不公正である」との認識が1930年代に確立していたためか、ダンピングの「不公正性」を今更議論する必要はなかったのかも知れない。

5 結 語

本論文では、ダンピングという経済行為の一部、すなわち「略奪的ダンピング」が、国際的に「不公正」と認識されるようになり、さらにダンピングが「略奪的ダンピング」と一意に結びつけられたいきさつを示すとともに、GATTの条文におけるダンピング防止法が、「略奪的ダンピング」を防止する法律の意図を残したまま、事実上はダンピングを条件としたセーフガード措置として残存したことを明らかにした。

一方で、常に冷静な意見、すなわち「略奪的ダンピング」は極めて稀にしか発生しないこと、事実上のセーフガード法であるダンピング防止法に倫理的意義を加えるべきではないこと等を論じている議論を示してきた。

鈴木 [1998] は、「公正」な貿易政策・措置の在り方を多国間交渉で決定する場合、各国の理念・利害、情報の不完全性、交渉時間の制約等によって目的に対して合理的に設計されている保証はなく、実際そのルールに基づき経済活動が行われた際、予期せぬ副作用を発生させ、一部の貿易参加国に不利な影響を与えてしまう可能性があるかも知れないと論じた。GATTダンピング防止条項への道のりは、その指摘の歴史的証拠のひとつとして挙げる事が出来そうである。

参考文献

邦文文献：

- 安部源一 [1955] 「日本の不正競争に對する國際的非難 — 英下院の對日講和條約討議の經濟的背景 —」 國際經濟法研究會編 『國際不正競争の研究』 有斐閣
- 赤松 要 [1955] 「ダンピングの本質並に形態と不公正競争」 國際經濟法研究會編 『國際不正競争の研究』 有斐閣
- 赤根谷達雄 [1992] 『日本のガット加入問題《レジーム理論》の分析視角による事例研究』 東京大学出版会
- 外務省監修 日本學術振興會編纂 [1951] 『通商條約と通商政策の變遷』 世界經濟調査會
- 外務省調査部第二課 [1939] 『「アメリカ」合衆國ノ通商政策』 外務省調査部
- 外務省調査部第四課 [1935] 『「オタワ」英帝國經濟會議ノ考察』 外務省調査部
- 外務省經濟局監修 [1995] 『世界貿易機關（WTO）を設立するマラケシュ協定』 日本國際問題研究所
- 濱田恒一 [1934] 『貿易政策論』 改造社
- 堀江歸一 [1907] 『國際商業政策』 同文館
- 入江啓四郎 [1955] 「國際不正競争と國際法」 國際經濟法研究會編 『國際不正競争の研究』 有斐閣
- 南部鶴彦 [1982] 『産業組織と公共政策の理論』 日本經濟新聞社
- 日本関税協會編 [1959] 『日本の関税』 日本関税協會
- 西善弥（編集） [1972] 『米国のアンチ・ダンピング』 日本貿易振興會
- 猿谷要 [1999] 『物語アメリカの歴史 超大国の行方』 中公新書
- 鈴木興太郎 [1998] 「貿易政策・措置の《公正性》と GATT/WTO の整合性」 『貿易と関税 4』 月号：p.78-88.
- 高橋亀吉 [1934] 『ソシャル・ダンピング論』 千倉書房
- 田中一夫 [1955] 「米國州際通商上の不正競争」 國際經濟法研究會編 『國際不正競争の研究』 有斐閣
- 谷原修身 [1997] 『独占禁止法の史的展開論』 信山社出版
- 通商産業省監修 通商關係法研究会編著 [1992] 『和英対照 アメリカ・EC 通商關係法実務必携 改訂版』 第一法規出版
- 津村秀松 [1908] 「自由貿易國ニ於ケル「ダンピング」」 國民經濟雜誌第 4 卷第 2 号 p.269-271.
- 津村秀松 [1911] 『商業政策 上巻』 寶文館
- 通商産業省通商政策局編 『2000年版不公正貿易報告書～ WTO 協定から見た主要国の貿易政策～』 通商産業調査会出版部
- 内田宏・堀太郎 [1959] 『ガット — 分析と展望 —』 日本関税協會

油本豊吉 [1938] 『ダンピング論』 南郊社

欧文文献：

- Barceló III, John J. [1991] "A History of GATT Unfair Trade Remedy Law - Confusion of Purpose", *World Economy* 14 : 311-333.
- Chamberlain, Joseph [1910] *Imperial Union and Tariff Reform - Speeches Delivered from May 15 to Nov. 4, 1903*, 2nd ed., Alexander Moring Ltd.
- Haberler, Gottfried [1933] *Der Internationale Handel* (松井清・岡倉伯士訳 [1937] 『国際貿易論』 有斐閣) .
- Haberler, Gottfried [1936] *The Theory of International Trade*, translated from the German by Alfred Stonier and Frederic Benham, William Hodge & Co., Ltd.
- Hamilton, Alexander [1791] "Report on the Subject of Manufactures" in F. W. Taussig (ed.) [1893] *State Papers and Speeches on the Tariff*, Harbard Univ. Press.
- Hutchison, Keith [1951] *The Decline and Fall of British Capitalism*, Jonathan Cape.
- Irwin, Douglas A. [1996] *Against the Tide : An Intellectual History of Free Trade*, Princeton Univ. Press (小島清監修 麻田四郎訳 [1999] 『自由貿易理論史：潮流に抗して』 文眞堂)
- Johnson, Artur M. [1965] *Government-Business Relations*, Charles E. Merrill Publishing Company (田中啓一訳 [1971] 『アメリカ政府と企業』 勝利出版社) .
- List, Friedrich [1841] *Das Inationale Syetem der Politischen Ökonomie*, (translated from the German by G.A. Matole ; including the notes of the French translation, by Henri Richelot ; with a preliminary essay and notes, by Stephen Colwell. [1856] *The National System of Political Economy*, J.B. Lippincott).
- List, Friedrich [1930] *Das Inationale Syetem der Politischen Ökonomie*. Ausgabe letzter Hand, vermehrt um einen Auhang, Herausgegeben von Artur Sommer (小林昇訳 [1979] 『経済学の国民的体系』 岩波書店)
- Marshall, Alfred [1923] *Industry and Trade*, 4th ed., Macmillan and Co., Ltd. (永沢越郎訳 [1986] 『産業と商業』 岩波ブックスセンター信山社)
- Nicholson, J. S. [1904] "Reviews : Agacy, Henry A. [1903] Free Trade, protectionism, Dumping, Bounties, and Preferential Tariffs", *Economic Journal* 14 (reprinted 1966) : 61-63.
- Saul, S.B. [1960] *Studies in British Overseas Trade 1870-1914*, Liverpool University Press (久保田英夫訳 [1975] 『イギリス海外貿易の研究 1870-1914』 文眞堂)
- Smith, Adam [1789] *An Inquiry into The Nature and Course of Wealth of Nations* (in Three Volumes), 5th ed., A. Strahan ; and T. Cadell (大河内一男監訳, 大河内曉男・田添京三・玉野井芳郎訳 [1994] 『国富論 第6版』 中央公論社)
- Taussig, F.W. [1923] *The Tariff History of the United States*, 7th ed., (長谷川泰三・

- 安藝昇一訳 [1938] 『米國關稅史』 弘文堂書房 (1990年再發行 有明書房)
- Viner, Jacob [1923] *Dumping : A Problem in International Trade* (Reprinted 1966), Sentry Press.